

とうおん し こ き ぼ ん じょうれい
東温市子ども基本条例

わたし たいせつ けんり
私たちの大切な権利について
いっしょ かんが
みんなで一緒に考えよう！



とうおん し こ なに こ おとな たが かんが
東温市では、子どもにとって何がよいことなのかを子どもと大人が互いに 考 え
わ あり あ けんり まち こ おとな とも じぶん まわ ひと
分 かり 合 う こと に よ り、子 ども の 権 利 が 守 ら れ、子 ども と 大 人 が 共 に 自 分 も 周 り の 人
たいせつ けんこう しあわ く もくてき じょうれい つく
も 大 切 に し な が ら 健 康 で 幸 せ に 暮 ら し て い く こ と を 目 的 と す る 条 例 を 作 り ま し た。
じょうれい しみん まち き やくそくごと
(条 例 と は、市 民 が 守 ら な け れ ば い け な い 決 ま り や 約 束 事 で す。)



とうおん し とうおん し きょういくいいんかい
東温市・東温市教育委員会

1 子どもの大切な権利

戦争や争い事などにより世界中で多くの子どもたちが犠牲になる中、世界の国々で話し合って「児童の権利に関する条約」という形で子どもの大切な権利を守るための約束が交わされました。

東温市では、この条約の理念をもとに子どもの皆さんの声を取り入れて、「東温市子ども基本条例」を作りました。



権利とは、生きていくために誰もが持っている資格のことだよ。

① 生きる権利

- ☆ 大切な命が守られます。
- ☆ 睡眠や食事をとることができます。
- ☆ 病気をしたり怪我をしたりしたら治療を受けることができます。
- ☆ 虐待や暴力を受けることがあってはなりません。
- ☆ いじめや差別を受けることがあってはなりません。

説明

子どもは、どんな理由があっても虐待、暴力、いじめや差別を受けることなく大切な命が守られ、安心して生きていくことができます。



② 育つ権利

- ☆ 学校や必要な場所で学ぶことができます。
- ☆ 休んだり遊んだりする時間が得られます。
- ☆ 個性豊かに自分らしく成長する権利があります。



説明

学校などで学ぶことは子どもにとって大切な権利であり、心と身体の成長のために休んだり遊んだりする時間も必要です。

そして、ほかの誰かと比較されことなく自分らしく成長することができます。

③ 守られる権利

- ☆ 安全な環境の中で、安心して過ごすことができるように守られます。
- ☆ 個人の秘密は守られ、心が傷つけられることはありません。
- ☆ 気軽に安心して相談することができる権利があります。



説明

子どもは、学校や家庭など安全な環境で安心して過ごすことができます。また、自分や家族のことで人に知られたくないことは守られ、自分の心が傷つけられることはありません。悩みや不安など感じたら、気軽に周りの人に相談しましょう。

④ 参加する権利

- ☆ 自分の意見や考えは、大切にされる権利があります。
- ☆ 自分の住む地域の活動や行事に参加することができます。



説明

学校や家庭のほか、グループ活動などに参加し、自分の意見や考えを自由に表現することができます。（その意見や考えは大切にされます。）自分の住む地域の活動や行事に積極的に参加しましょう。

⑤ 自分で決める権利

- ☆ 子どもは、勉強、運動、遊びなど自分の個性を発揮するための方法を自分で決めることができます。
- ☆ 将来の目標や進路を決める権利があります。



説明

勉強の方法や遊びの時間など毎日の過ごし方を自分で決めて守ることにより、充実した生活を送ることができます。将来の自分の夢に向かって目標や進路を決めて何事にも挑戦していきましょう。

2 こ 子どもの役割

まいにち せいかつ なか じぶん けんり かんが こうどう たいせつ
毎日の生活の中で、自分の権利について考 え行動することが大切です。

せきにんかん おとな せいちょう
責任感のある大人へと成 長していきます！



- ◎ じゅうぶん すいみん じょうじ てきど うんどう きほんてき せいかつ
十分な睡眠とバランスのとれた食事、適度な運動など、基本的な生活
しゅうかん み つ たいせつ
習慣を身に付けることが大切です。
- ◎ じぶん じしん も こうどう
自分に自信を持って行動しましょう。
- ◎ あいて き も かんが こうどう
相手の気持ちを考 えて行動しましょう。
- ◎ じぶん だけ なく、まわ ひと しあわ ほうほう かんが
自分だけでなく、周りの人も 幸 せになる方法を 考 えましょう。
- ◎ ゆめ もくひょう も しっぱい ころ も たいせつ
夢や目 標を持ち、失敗してもあきらめない 心を持つことが大切です。

3 おとな 大人の役割

おとな こ けんり まも こ ささ たいせつ やくわり
大人には、子どもの権利を守り、子どもを支える大切な役割があります。



ほごしゃ
保護者

こ すこ せいちょう
子どもの健やかな成 長のために
あいじょう も こそだ つと
愛情を持って子育てに努めます。



がっこう
学校など

こ よ かもうせい おお
子どもの良さと可能性が大きく
の 伸びるように一人ひとりの子ども
む あ
に向き合います。

ちいきじゅうみん
地域住民

こ みまも こ ちいき
子どもを見守り、子どもが地域の
ぎょうじ かつどう さんか かんきょう
行事や活動に参加できる環 境づくり
つと
に努めます。



4 東温市の仕事



市は、関係する人たちと力を合わせ、子どもにとってより良い仕事をします。

- ◎ 子育て家庭を応援します。
- ◎ 子どもが気軽に安心して相談できる場所を作ります。
- ◎ いじめ、児童虐待などから子どもを守るため、全力で取り組みます。
- ◎ 子どもが安全な場所で安心して過ごすことができる環境を作ります。
- ◎ すべての市民が子どもの権利について理解が深まるように取り組みます。

5 相談先



困ったときや悩んだときは、すぐに
周りの人に相談しましょう。



市（いじめ・非行・不登校・虐待など）		国・県・警察（いじめ・虐待など）	
相談窓口	電話番号 メールアドレス	相談窓口	電話番号
重信教育相談室 (24時間受付)	089-964-3437 soudan2020@ymail.ne.jp	いじめ相談ダイヤル 24 (24時間受付) 通話料無料	0120-0-78310
川内教育相談室 (24時間受付)	089-966-6150	子どもの人権110番 (24時間受付) 通話料無料	0120-007-110
適応指導教室 ※(月～金)8:30～17:15	089-990-1226	児童相談所 (24時間受付) 通話料無料	189 (虐待対応) 0120-189-783
子育て相談窓口 ※(月～金)8:30～17:00	089-964-4450 kosodate@city.toon.ehime.jp	警察(相談) (24時間受付) 通話料無料	# 9110

※土・日 祝 日 年末年始以外



じぶん 自分にとって、こ 子どものけんり 権利とは何か かんが 考えてみよう。



たと 例えは



い けんり
生きる権利

さんか けんり
参加する権利

そだ けんり
育つ権利

じぶん き けんり
自分で決める権利

まも けんり
守られる権利



子どもの権利について学んだことや大人に言いたいことなど自由に書いてください。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.



はっこう れいわ ねん がつ
発行 令和4年12月

とうおん し きょういく いんかい がっこう きょういく か えひめけんとうおん し み な ら ばんち
東温市教育委員会 学校教育課 〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1
でんわ
電話 089-964-4420 ファックス 089-964-4449